

学習指導要領に示す「内容の取扱い」の(2)のアの(ア)「作業的、体験的な学習を重視すること」に照らして、扱いが不適切である。

テーマ学習

● 文字史料を読む

今日山城国人集会す。上は六十歳、下は十五六歳と云々。同じく一國中の土民等群集す。今度両陣の時宜を申し定めんが為の故と云々。然べきか。

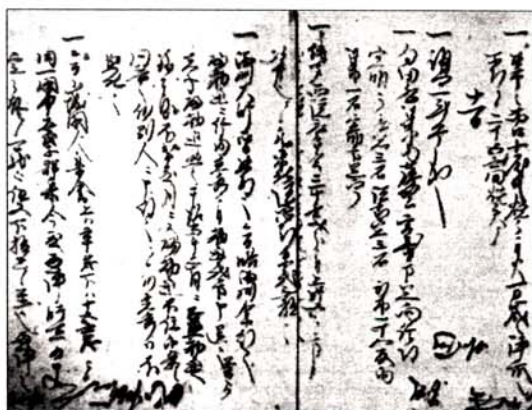
但し又下極上の至りなり。両陣の返事問答様如何。未だ聞かず。

(『大乘院寺社雑事記』 原漢文)

これは、1485(文明17)年におきた山城国一揆を伝える史料として有名である。南山城地方を舞台に、応仁の乱以後、合戦をくりかえしてきた畠山政長・畠山義就両陣の撤退を国人と土民が一体となって要求したのがこの発端である。彼らは、①今後、畠山軍は国中に入らないこと、②寺社本所領はもとのようにし、百姓は年貢を払うこと、③新関は立てないこと、という地域の平和・自治・流通の保障をうたった3か条の「国の掟法」をさだめ、36人の月行事によって国一揆を運営した。

山城国一揆はわずか8年で終息してしまっただが、これらの経験が100年にもおよんで一揆勢が国の支配権を保持した加賀の一向一揆に発展したことはまちがいない。

ところで、この史料に集会に集まった国人の年齢が「上は六十歳、下は十五六歳と云々」と記されていた。なんとなく記されているようにみえるが、じつはこれには大き



テーマ学習

● 文字史料を読む

歴史を解明するためには資料が不可欠である。歴史資料の解説を通じて過去の歴史を復元するのが歴史学であるといつてよい。

では、歴史資料にはどのようなものがあるのだろうか。よく利用されるのは過去に文字で書かれた文書や記録などの文献資料である。『東大寺文書』・『上杉家文書』など寺院や大名の家に保存されてきた古文書や、関白藤原道長が記した『御堂関白記』などの日記、鎌倉幕府の正史である『吾妻鏡』などの編纂物が代表的である。これら文献資料のなかには過去の新聞や雑誌などもふくまれる。また近年では『源氏物語』・『平家物語』などの文学作品や絵巻物・浮世絵、幕末以後の写真や映画などの絵画資料も利用され、文献資料にあらわれない当時の人びとの生活や風俗などの研究に利用されている。さらに発掘された考古学資料や、現在ものこっている地域の習俗や地名・地形なども歴史研究に活用され、歴史資料の拡大は私たちに豊かな歴史像を提供してくれるようになった。

ここでは、1485（文明17）年におきた山城国一揆を伝える僧侶の日記を素材に、文字資料の読み方を経験してみよう。

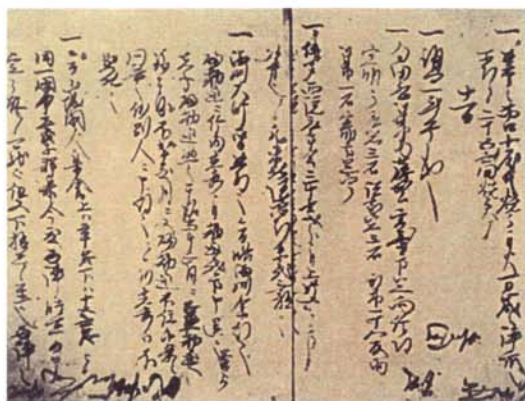
山城国人集會す。上は六十歳、下は十五六歳と云々。同じく一國中の土民等群集す。

今度兩陣の時直を申し定めんが為の故と云々。然るべきか。

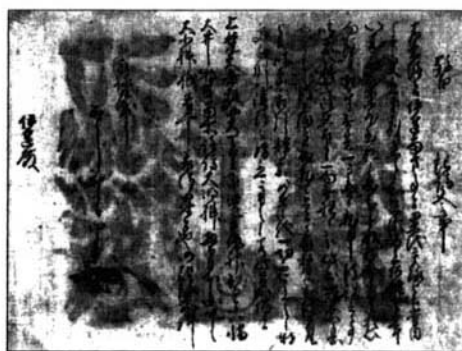
但し又下極上の至りなり。兩陣の返事問答様如何。未だ聞かず。

この資料は、奈良興福寺の僧侶尋尊らが書きのこした日記『大乘院寺社雑事記』の一部で、山城の国一揆の内容を伝える資料として有名である。これまでは、国人と土民とが一体となって畠山政長・畠山義就兩陣の撤退を要求したこと、そのような国人と土民の行動を日記の筆者が「下極（剋）上の至り」だと評価していること、などが注目されてきた。しかし、この資料で注目すべきはそれだけであらうか。

ここでは、集會に参加した国人の年齢が「上は六十歳、下は十五六歳」と具体的に記されていることに注目してみよう。まず「上は六十歳」とはなにを意味しているだろうか。そう、この歳は満60歳をむかえた年を祝ういわゆる「還暦」の歳であった。現在は平均寿命も延びたので当てはまらない人



『大乘院寺社雑事記』



起請文 要求が正当であることをしめすために、神社のお札の裏に書かれている。

な意味があった。16世紀初頭の室町幕府の裁判についての史料(『^{にながわ}蜷川文書』)によると、

歳十五以前の^{やから}輩は、判形以下証拠に用いられず、

もしまた歳十六に及ばば、御法に任せらる、

とあるように、室町幕府としては、16歳に達しておれば、裁判などでその人

の「判形」(花押^{かおう}=サイン)を証拠としてもちいることができる「一人前」とみなし、15歳ではまだその能力がなく、一人前としてみなしていなかったことがわかる。また、^{そうもん}惣村の寄合で神仏に対する誓約書である^{きしょうもん}起請文を書いた時、それに署名できたのも15歳以上のものであったという指摘も存在する。このように、15~16歳とは、村の寄合に参加して起請文に署名できる能力をもち、裁判などで幕府から一人前としてみとめられた存在で、一人前としての責任能力がみとめられていた。だからこそ、国一揆に参加できたのであった。

それに対して、60歳は、身体的な理由から社会活動も消極的にならざるをえなかったため、それ以上は一揆から除外されたのであろう。この年齢が、現在でもよく使われている^{かんれき}還暦にあたっていることは、中世を生きた人びとの人生と現在の人びとのそれとを比較するうえで興味深い。

このように考えることができると、15世紀以降、たびたびおきるさまざま一揆が、不満をもっている人なら、だれでも参加できるというような無秩序なものではなく、村や人間関係といった当時の社会規範ののっとった整然としたものであったことが理解できるであろう。

このように、なにげない史料の文言に注目することによって、その時代を生きた人びとの意外な側面^{かいま}を垣間みることができたり、一揆のこれまでとは違った本質にせまることができるところに史料のおもしろさがある。

が多いが、数十年前までは生涯の仕事を終了し^{いんきよ}隠居するという人生の大きな節目^{せしめ}の年齢であった。では、「下は十五・六歳」とはなんであろうか。成人式の年齢ではない。そういえば、中学校、義務教育が終了する年齢に近い。しかし、当時は中学校はなかった。そこで、上の「六〇歳」が遷暦であったことを参考にすると、下のこの年齢は昔の成人式＝元服の年齢かも知れない、という予想が可能になる。そこで、他の史料を調べてみると、16世紀初頭の室町幕府の裁判に関する資料^{にせうか}（『蜷川文書』）に、

歳十五以前の輩は、判形以下証拠に用いられず、

もしまだ歳十六に及ばば、御法に任せらる、

と記されていた。室町幕府としては、16歳に達しておれば、裁判などでその人の「判形」（花押＝サイン）を証拠として用いることができ、法のもとで裁判にかけられる「一人前」とみなし、15歳ではまだその能力がなく、一人前としてみなしていなかったのである。また、惣村の寄合で神仏に対する誓約書である起請文^{おこしごもん}を書いた時、それに署名できたのも15歳以上の者であるという史料もあった。

このように、15～16歳とは、村の構成員として一人前の責任能力があると認められ、それゆえ、村の寄合に参加して起請文に署名できる能力をもち、裁判などで幕府から一人前としてみとめられた存在なのだ。だからこそ、国一揆にも参加できたのであった。それに対して、60歳は遷暦にあっていたように、身体的な理由から社会活動も消極的にならざるをえなかったため、それ以上は一揆から除外されたのであろう。

『大乘院寺社雑事記』の一史料の、それも国人らの年齢に着目することによってあきらかになったことからながわかるであろうか。まず、現在の私たちの生活とはやや異なるが、中世の村の生活にも一人前になる年齢と隠居する年齢が決められていたことである。さらに、15世紀以降、たびたびおきたさまざまな一揆が、不満をもっている人ならだれでも参加できるというような無秩序なものではなく、村の運営や年齢構成といった当時の社会規範にのっとった整然としたものであったことである。

このように、なにげない史料の文言に注目し、それと別の史料との比較などを試みることによって、その時代を生きた人びとの意外な側面を垣間見ることができたり、一揆のこれまでとは違った本質にせまることができる。

このように歴史資料を使って、室町時代から戦国時代にかけて生きた人びとのことを調べてみたが、日本各地の鎮守社などにのこっている「^{おとななり}大人成り」＝成人式の習俗とその理由を現地に行って調べたり、疑問に思ったことや興味をもったことをさらに調べたりするのもおもしろいであろう。また、絵画や、『源氏物語』・『平家物語』・井原西鶴^{いはらざさく}の『日本永代蔵』などの文学作品、昔の新聞・雑誌、映画などさまざまな歴史資料を読んだりみたりして、当時の人びとに関心をもち、興味をもったことをさらにくわしく調べてみよう。そうした体験を通じて、君たち一人一人が歴史を考察する能力を養ってほしいと思う。